

群馬大学大学教育・学生支援機構規則

平成18.4.1 制定

改正 平成23.4.1 平成25.4.1

平成26.4.1 平成28.7.1

令和2.4.1

(趣 旨)

第1条 この規則は、群馬大学学則第7条の2第2項の規定に基づき、大学教育・学生支援機構（以下「機構」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 機構は、群馬大学（以下「本学」という。）における学生の教育、支援等の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

(組 織)

第3条 機構に、次の各号に掲げるセンター等を置き、第4条各号に掲げる業務を分担する。

- (1) 大学教育センター
- (2) 学生支援センター
- (3) 学生受入センター
- (4) 健康支援総合センター
- (5) 教育改革推進室

2 前項各号のセンター等にセンター長及び副センター長等を置く。

3 第1項各号のセンター等に関し必要な事項は、別に定める。

(業 務)

第4条 機構は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大学教育（大学院教育を含む）の企画、運営、改善及び評価に関すること。
- (2) 学生支援に関すること。
- (3) 入学者選抜及び学生募集広報に関すること。
- (4) 学生及び教職員の健康の保持増進に関すること。
- (5) 各学部等との連絡調整に関すること。
- (6) その他機構の目的を達成するために必要な事項

(機構長)

第5条 機構に機構長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 機構長は、機構の業務を掌理し、第3条第1項各号に掲げるセンターを統括する。

3 機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(副機構長)

第6条 機構に副機構長を置き、本学の教員のうちから学長が指名する者をもって充てる。

2 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故あるときはその職務を代行する。

3 副機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 機構に群馬大学大学教育・学生支援機構会議（以下「機構会議」という。）を置く。

2 機構会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) センター長及び室長
- (4) 副センター長及び副室長
- (5) 機構長が指名する教育改革推進室員 若干人
- (6) 学務部長
- (7) その他機構長が指名する者 若干人

3 機構会議は、第4条各号に掲げる業務の遂行に関し必要な事項を審議する。

4 前項において、特に重要な事項については、第2項の委員に共同教育学部長、社会情報学部長、医学部医学科長、医学部保健学科長及び理工学部長を加えて審議するものとする。

(事務)

第8条 機構の事務は、学務部教務課において処理する。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、役員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。